

平成29年白老町議会議会運営委員会会議録

平成29年 5月16日（火曜日）

開 会 午後 1時00分

閉 会 午後 2時24分

○会議に付した事件

協議事項

1. 陳情第1号 バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情書について（報告）
 2. 白老町議会運営基準の改正について
 3. 白老町自治基本条例の改正について
 4. 第4次議会改革の取り組みに向けて
 5. その他
-

○出席議員（6名）

委員長	吉田和子君	副委員長	山田和子君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	吉谷一孝君	委員	西田祐子君
副議長	前田博之君	議長	山本浩平君

○欠席議員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 高橋裕明君
主 査 増田宏仁君

◎開会の宣告

○委員長（吉田和子君） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

○委員長（吉田和子君） 協議事項といたしまして4点についてありますので、順次進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは1点目、陳情第1号バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情書について。陳情書の報告について皆様に一応案として提出をさせていただいて、何か訂正があればということで事務局のほうに出てきていると思いますが、それについて事務局のほうからお願いいたします。

○事務局長（高橋裕明君） その後の書面等での修正意見はいただいているのですが、前回の会議の中でいただいた意見を多少修正で入れております。通しのページ番号で3ページになりますけれども、5番の審査意見というところで2段落目、まん中くらいから願意に関する議会の議論経過はというところからなのですけれども、これまでに本会議及び委員会等において、バイオマス事業の塩素濃度及び第3商港区事業の関連企業とのかかわりについて、幾度も質疑議論を行い解明してきた。さらには、バイオマス事業実施の事実関係について町の責任を迫及した結果、町側は謝罪した経緯もあるというふうに訂正を入れてございます。そのほかにご意見があれば。

○委員長（吉田和子君） 今、事務局長から訂正部分の説明がありましたけれども、これについて皆様のほうから何かありますでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） バイオマス事業実施の事実関係について町の責任を迫及した結果、町側は謝罪した経緯もあるというふうになっているのですけれども、これは読み方によっては個人的に追求したように思われるのですけれども、これは委員会としてやったのですけれども、皆さん読まれて雰囲気的にどうなのかなと。個人的にただ迫及して町側が謝罪したというふうを受け取られたら困るなと思って、読んで皆さんはどうなのかとその辺だけ伺ってみたいと思います。

○委員長（吉田和子君） 今、西田委員から出ましたように、ここのバイオマス事業実施の事実関係についてというところで、これは個人的なものに答えたように捉えられると思うがということなのですが、このことに関して何かご意見ありますか。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。その前の2行上のほうに、この願意に関する議会の議論経過はこれまでに本会議及び委員会等においてという文言がありますので、個人それぞれ議員の方が質問されたという経緯もございますけれども、それだけではないというふうに捉えられると思うのでよろしいのではないかと思います。

○委員長（吉田和子君） ほかにどうですか。これは、今山田副委員長がおっしゃったように、本会議及び委員会等においてからさらにはということで、この部分については町側は陳謝したということになってつながっていると思いますので、別文書にはなっていないと思いますので、委員会等も入っていますので、私もいいのではないかとこのように思いますが、どうでしょうか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。基本的には個人が追求しようと委員会で追及しようと、これは議会に答弁していることですから町が正式に発言している、議事録に残っているということは町がそういうふうな、個人であろうと何であろうと議会に対して討論しているということですから。

○委員長（吉田和子君） そういうことですので、今話がありましたように、そういった点を勘案して、ここのさらにはバイオマス事業の事実関係についての町の責任を追及した結果、町側は謝罪した経緯もあるということで、この文書のとおり報告をしていきたいというふうに思います。ほかにありますか。なければ、審査意見はこのとおりで報告をしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、よろしく願いいたします。前に皆さんにこの書類の審査意見として出したときに議会等の質問回数を書いた別紙がついていました。それをつける必要はないというふうに考えて今回外したのですが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、このとおりで報告をしていきたいとします。この報告をしたときには委員長報告としていきますけれども、質疑もあるとしますけれども皆様もぜひ答えていただければありがたいとします。よろしく願いいたします。それでは、これは5月31日の5月会議に審査報告をするということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） それでは、このように取り扱いをしたいとしますのでよろしく願いいたします。

次に、白老町議会運営基準の改正について。局長のほうからお願いをいたします。

○事務局長（高橋裕明君） 中身はインターネットのライブ中継なのですが、これまでに議会のほうと町側で協議が整ったということで、今回改正をするということでもあります。資料2にありますように議会改革として平成15年からインターネットによるライブ中継を行ってきましたが、予算等審査、決算審査以外の特別委員会も追加してライブ中継を実施するということになりましたので、改正前にありました②、③の予算等審査、決算審査をまとめて改正後の②特別委員会ということでまとめるということで、今後は本会議、特別委員会、議案説明会ということで改正をしたいとしますので、こういうふうに改正をしていかようをお願いいたします。

○委員長（吉田和子君） 改正後の4の削除というのは、本番ではなくなるということですね。このことに対して皆さんのほうから何かありますでしょうか。これは、議会側の要望も含めてこのようになったのですけれども、こういった形で一部改正になりますけれども。これは、施行日が平成29年5月16日。実施日が5月31日からというふうになっております。5月31日定例会の後に特別委員会がありますので、この時点から実施されるということになりますので、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） それでは、そのように取り計らいたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

次に、白老町自治基本条例の改正について。きょう午前中に町側から自治基本条例の改正案について説明がありましたけれども、その中の議会条項の改正についてと白老町議会基本条例の検討方針についてこれから話し合いをしていきたいと思いますので、局長のほうから説明をお願いします。

○事務局長（高橋裕明君） まず（1）の今回午前中に説明を受けて町側で条例改正についてまた会議をつくってやるというお話でしたけれども、ここでの確認は、今回の改正に向けて議会の条項について改正がないということで確認をまずしたいということが1点目です。

○委員長（吉田和子君） 今、局長のほうからお話がありましたように、議会の部分の条項の改正を今回の自治基本条例の改正の中でやっていくかどうかということなのですが、議会としては代表二人に出席をしていただいたのですが、きょうの改正の話聞いたうえで議会の条項の部分は改正をする必要があるかどうかということの議論をするということになっていますので、どうでしょうか皆さんのほうから。このあとのこともありますので、それを踏まえてでも結構です。何もご意見がないということは、今後議会の部分については議会基本条例にするしないは別として、それを含めた検討をしていくということになっていますので、今回はこのままでということ意見がないのか、どうでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 改正をするにあたりまして、今回説明を受けた中で条文の中に努力しますとかいうのを行いますと変えるというふうに言っています。ですから、その部分は最低限変えていかなくてはいけないのかなと思うのです。ここは議会のほうだけそのままにしておくということにはならないと思うのです。中身がどうという問題よりも、今後検討会議を行うということであればそれでも結構だと思うのですけれども、とりあえず今回皆さんと一緒にやるということであれば文言の整理だけきちんとしていかなければいけないのかなと思いました。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 5章なのです。きょう配られていると思うのですけれども、今言われた文言については、第15条に不断の議会改革の推進に努めますという努めますがあります。それから第20条です。議会は調査権の行使や町民提案の活用を図り政策提案を行うよう努めま

す。第20条の第2項に議会活動の質疑の充実に努めます。第3項に調査研究に努めます。この努めますというのが4カ所あります。その文言です、条項というよりも。

○委員長（吉田和子君） それは、こちらのほうでもしあれだったら行政側の自治基本条例の言葉の改正によって議会もそこは直しますということになると、その部分は議会側から提出するということになりますか。

○事務局長（高橋裕明君） いえ、議会の意向を伝えれば。

○委員長（吉田和子君） 意向を伝えればいいということですね。議会の条項の部分も同じように計らってくださいということでもいいのですか。今、西田委員のほうから出ましたけれども、行政側自治基本条例の町民の部分と行政の部分の言葉の改正がありますけれども、議会も局長から説明がありましたように4カ所ありますので、ここの部分は町側に習って訂正をしてくださいということでも申し出ていくということでもよろしいでしょうか。それとも新たにするか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 山田委員、出ていましたでしょう。そのときに議会は議会としてそういうことを出してくださいというようなことだったのですか。ここで言えば、自治基本条例検討会議を設置してその会議の中でやると。努めますというのは変えるということで検証委員会のほうは意思表示をされているということですか。ということであれば、当然自治基本条例検討会議の中でこれは全部やられるということではないですか。

○委員長（吉田和子君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。記憶だけなのですけれども、全ての文言を全て変えるということではありません。ただ、努力義務からしますに変えたほうがよいところもあるので、検討会議のほうに検討してくださいという提言になりました。全ての文言整理をするのではなくてふさわしいところを変えてくださいという、ちょっと大まかな提言だったかもしれないですけれども、そういう提言です。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今4カ所あると説明しましたけれども、議会としてここは改めるところだとか、議会が何も言わなければ行政側は変えないと思います。

○委員長（吉田和子君） 変えないということは文言はそのままになるから、こちら側から先ほど局長がおっしゃった4カ所はしますにしたほうがいいのではないかとということで、こちら側からここは検討委員会のほうにしますにしたいということでも申し出なければならぬことだと思っております。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） そうであれば、パブリックコメント7月だから、その前に結論を出すということになりますよね。今読んで、これはこういうふうになりますということにはならないのではないかと。やはり4カ所あるならそれぞれの委員が各会派で整合性をきちんと取るというふうにしないと、そういうふうに言ったから全部変えますと、そういう簡単なものではないと思います。各会派でその4カ所については検討して、議会運営委員会で。7月のパブリ

ックコメントの前。要するに検討会議が結論を出す直前にやはりそこはきちんと検討会議に伝えるというふうにされたほうがいいのではないかと思うのだけれども。

○委員長（吉田和子君） 今、大淵委員からありましたけれども、まず議会の条項を全部きちんと会派で読んでいただくと。その上で文言の整理をするということを言っていますので、議会としてどの部分とどの部分をやったらいいのではないかということは会派で打ち合わせをして提出をしていただくというふうにしたほうがいいということです。そういうことで、会派に持ち帰って検討していただくという意見が今出ましたけれども。あとほかの方どうでしょう。持ち帰ったほうがよろしいでしょうか。遅くても次の議会、5月31日に定例会がありますので、それまでに各会派の返事をいただいて検討委員会のほうへ申し出るということになると思いますが、そのような時間を取ったほうがよろしいでしょうか。そういうことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） それでは、そのようにしたいと思しますので、きょうの説明があったように語句の整理。きちんともうちょっとわかりやすく皆さんに伝わるような形にていくということで、局長のほうから4カ所の指摘がありましたけれども、それを中心にまだこちらもあるのではないかというのがありましたら議会条例の条項を全部見ていただいて各会派で31日議会運営委員会がありますけれども、もし時間がなければ定例会、特別委員会が終わった後にちょっと時間を取るかもしれませんけれども、そのときに結論を出したいと思いがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、会派で条項について検討をしていただきたいと思えます。これから町民に提出されていきますので、そのことを踏まえながらわかりやすいものになるようにということでもよろしく願いをいたします。条項の改正についてはよろしいでしょうか。

次に、白老町議会基本条例の検討の方法についてということでもありますけれども、①と②で取り組み方。検討会議、策定会議をどのように取り組んでいくかということのこれから議論になると思えますけれども。前に各会派である程度必要性みたいなものを議会基本条例にしたほうがいいのかどうか。局長から何かありますか。

○事務局長（高橋裕明君） 自治基本条例の関連なのですが、議会基本条例ということで以前会派に検討いただいているということは聞いておりますけれども、正式な形で文書に残っていないのです、検討の議論の中身が。ですから、今回つくる、つからないから出発しなければならない次元だと思いますので、つくったほうがいいのかつからないほうがいいのかということも含めて調査、検討しなければならぬということでの検討会議。もし、そこでつくる必要があるということになれば策定会議に移っていくということがあるのかと思ひまして、その検討方法についてきょうは協議いただきたいということです。

○委員長（吉田和子君） 前回、大淵委員のほうから時間を少し取って、きちんこの議会基本条例については今後どう白老町においては取り扱い、どのように進めていったらいいのかということをきちんと議論をして基本条例のありようを明確にしていったほうがいいのかというお話

がありまして、私もそのときできれば時間もありますので各会派で持っていくかどうかという、なるかどうかということはこれからの検討になると思いますけれども、どのような各会派は考え方があるのか、もし話し合いができていれば各会派ごとに意見を述べていただきたいと思います。

みらいさん。

○副委員長（山田和子君） みらいです。うちの会派では前回も申し上げましたとおり、3者による自治基本条例の特色があるものでありますので大切に、運用は運用基準等で不都合なく運用されておりますのでこのままでよろしいのではないかとこの意見でございました。

○委員長（吉田和子君） いぶきさん。

○委員（小西秀延君） いぶきですが、うちの会派も前回お話しさせていただいた内容と類似するのですが、最高規範として町民、議会、執行機関、3者でつくった自治基本条例でございますので、策定するときに議会基本条例として独立するという話も出た中で、そうではなくて3者で一本化してつくる特色ある自治基本条例でよろしいのではないかとこの形でつくって今までやってまいりました。その後、不都合なこと、また、現状でそぐわなくなっている点があるのでしたら、そういうところをまた議論していくのがよろしいのではないかと。それによってやはり議会基本条例の部分は独立させた方がよろしいのではないかとこの話になるのでしたら順序立てて議論はするのかなと思います、現時点で私どもは改定の範囲でこのまま現状維持でやっていけるものというふうに判断をしております。

○委員長（吉田和子君） 共産党さん。

○委員（大淵紀夫君） 私がこれを提案したものですから、当然今他の会派の皆さん方からお話がありましたように私もつくる時に自治基本条例の中に包括するというので、全号で7つの条例文があるというののうちが最高なのです。全国で2つしかない中の1つなのです。ですから、そういう点では非常に全て網羅されているということについては私もそういう認識しております。ただ、議会改革の状況や新たな議会に対する町民の皆さま方の信頼度、認識度、そういうことから言いますと、また、ここにある資料を出してもらったように年々増加しているのです議会基本条例。もちろん1行しかない自治体もございますから、自治基本条例の中に載っているのが。そういう自治体もあるからそうなるのでしょうかけれども。ですから原点に戻って二元代表制とは何なのかということからいけば自治体全体の最高規範としては自治基本条例なのですけれども、議会としての最高規範、これを今検討する必要があるのではないのかということから提案をさせていただきましたので、私のところは議会基本条例が絶対独立させなければだめだということではなくて検討をする必要があるのではないかとこの見解でございます。

○委員長（吉田和子君） きずなさん。

○委員（西田祐子君） きずなのほうは、前回と同じことになるのですけれども自治基本条例、今現在町民の方々に一番やらなければならないことは理解していただくことが一番大事だと。やはりこれを自分たちがうまく使いこなせることが一番大事ではないかというような会派での

話し合いになりました。議会基本条例をつくったりとか、ほかの自治体が結局つくったけれどお飾り的になっているところも結構あるというふうに聞いております。そういうふうなことも踏まえて私たち白老町議会は自治基本条例せつかくこういうものを3者でつくっているものもあるので、より効果的に使える、そういうふうな方法を目指したほうがいいのではないかという意見になっております。

○委員長（吉田和子君） 公明党なのですが、私どもは3者でつくったこの自治基本条例、議会基本条例をつくる時に視察に行ったことがあるのです。けれども、ちょっと3項目か4項目入れたとか、そういったところが多かったわけです。それから見ると、私は委員会を特別に立ち上げて、本当に議会として何が必要なのかということを検討して、項目を掲げて策定をしたということは素晴らしいものができたということは私も自負しております。今後、議会基本条例は全国で700カ所の自治体が策定をしております。私は議会基本条例の中でまだまだ課題はあるのではないかというふうには捉えていました。基本条例を独立させるという以前に、今の基本条例の部分が町民にどれだけ伝わっているのか。また議会議員としてどれだけ自覚を持ってやっていかなければいけないのか。もう1つ大事なことは事務局体制の今後の必要性。町民との懇談会をやったときに御用聞きにはなっていないのかどうなのか。町民から出たことが政策提言になったり条例提案に結びつけていくための議会としての活動をどのように進めていったらいいのかとか、そういった課題等が少し見えてきたのではないかというふうに捉えております。ですから、独立させるということ以前に今の条例がどうなのか、条例をどのように検討していかなければいけないのか、そういう検討をする必要があるというふうに私どもは捉えています。決して今の議会の部分はどこにも劣っていないというふうに私も思っていますし、各市町村から視察に来たときもそれは声を大にして言わせていただいています。これは本当に議会で検討したもので、悩みながらつくったもので生かされているということは話させていただいておりましたので、そのように今後考えていきたいというふうに思っております。

議長、副委員長何ご意見ありますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 議長としてのコメントは特にございません。会派の中で話し合った内容と考え方は一緒でございますので。

○委員長（吉田和子君） 前田副議長。

○副議長（前田博之君） ほかの意見はわかりました。ただ、大淵委員が話したように、いかにいいものとして運用するか、議員がそれをもとに具体的に行動するか、そういう部分の議論というものはしておかないと、と私は思います。それによって足りないものはいろいろ考えもあるけれど、全体として二代表制という原点にもどって本当に基本条例の理念としてはわかるけれども、議会基本条例の中ではどう課題づけるかという理論形成、理論づけして私たちの行動規範となるべき、設置するかは別として、その部分は必要だというふうに思います。

○委員長（吉田和子君） 今、各会派から意見を出していただきましたけれども、独立するしはないは別として議会の条項はこれでいいのかどうかという検討、町民にもっと親しめるとか、議会議員としてどう捉えていくかということの見直し、検討は必要ではないかという、必要で

はないというところはなかったという気がするのですが、検討をしていってそれが独立するかどうかというのはこの次の議論になると思いますので、まずは検討する必要はあるのではないかという意見が多かったように私は捉えたのですが、そのように捉えてよろしいでしょうか。

山本議長。

○議長（山本浩平君） 2つに分かれていると思うのです。検討するということは、前向きに議会基本条例をつくるべきだという考え方を含まれて言ってもらっちゃると思うのです。そうでないところは、今で十分満たしているからこれ以上なにもする必要ないという意見ですから、意見が分かれているのではないですか。みらいだとかいぶきの考え方は決して精査してもう1回検討しましょうという考え方ではないので。これは大方このままでいいという意見のほうが多いのではないかと感じますけれども。

○委員長（吉田和子君） 運用していくということは、このままでいいかどうかという検討が必要だと思いますが、検討も必要ないということですか。では、多数決を取ることはないと思いますけれども、今の議論の中で会派としては5会派のうち3会派がする必要がないということで捉えていいのですね、はっきり。検討もいらぬということですね。このままでいいということで、今議長が言ったのがそういうことだと思うのですが。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 基本的には今のものを新たにつくる、基本条例をつくるかどうかという事は別にして、今のものを生かすために大いに努力するべき、やるべきだと、私は当然だと思う。ただ、大渕委員が言っているように、理念としての自治基本条例がある。だけど、今までの我々の行動様式とか町民からの信頼とかそういうことを考えると、議会基本条例をつくる前提ではなくて、今ある自治基本条例をどう生かすかということをもっと具体的に我々は議論する必要があるのではないかという言い方です。

○委員長（吉田和子君） 大渕委員もそうだと思うのですが、今の議会のつくった7項目の条項に対しては何も問題はないと思う。ただ、これだけでいいのか、ここの部分を動かすためにはこういう部分の検討が必要ではないかとか、うちはそういうふう考えていたのですが、条項を直すとか基本条例にするとか、うちは前提ではないです。ただ、このままでいいかどうかということと、それを検討していく中で独立する必要があったらそれはそのとき皆さんで検討することだと私は捉えているのですが。このままで何もいじる必要がないという。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 吉谷です。わかりづらいのですが、何かを変えるということがあればそれについて議論はできるのですが、何も今変えるとか変えないとか、これを削除するとか足すとかというものはないのでどうしますかと投げられても議論のしようがないのです。これが足りないからこれを入れるのはどうでしょうかとか、こういうことを削除したほうがよろしいのではないのでしょうかということがあって初めて議論になるのですが、やったほうがいいのかどうしたほうがいいのか、変えるべきなのかどうなのかといっても、私は議論のしようがないと思うのです。だから、何かをするためにこれをやりましょうというので

議論は進んでないような気がするのですけども、その辺委員長どう考えてますか。

○委員長（吉田和子君） 先ほどうちの会派の考え方を述べたと思いますけれども、ちょっと不足の部分があるのではないかというふうに私たちは捉えていました。そういった問題点も出てきているのではないかということで、そういったことを含めてこのままでいいということになったら私はこのままでいいと思います。ただ、そういった検証も何もしていないわけですから。もちろん3者でつくって、努力して本当に議論して議論してつくったものですから。ただ、10年たって今議会が活動している中でこの条項が全て改正、つけ加えることだとか、見直すことだとか、そういう必要がないかどうかという検討は必要がないかどうかということなのですけども。それは検討委員会で何もないということになれば、ここで何もないということになればそれはそれで検討しないということになると思いますけども、会派的には検討しなくてもいいということで捉えていいということですよ。みらいさん、いぶきさん、きずなさんは検討も必要ないと。そのままでいいということですね。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 検討が必要か必要ではないかではなくて、私たちが話したのは議会基本条例をつくるかつくらないか、分離するかしないかという議論だったと思うのです。だから、それであれば今運営基準であったり関連条例だったり、この中でましてや今自治基本条例の中でやっている運営の中で十分足りていると。特段そこに不都合がない状況であれば基本条例を分離してつくる必要がないという判断で、この中身だとか、今後議会改革として何もしなくてもいいということではありません。そういうふうな理解でうちの会派も議論させていただいたというふうに思っております。

○委員長（吉田和子君） 山本議長。

○議長（山本浩平君） このところがこうだから変えるべきだというのが提示されないことややはり議論に多分なっていないと思うのです。我々のほうは別に手をつけることがないというのが基本ベースですし、これよりももっと深刻なのは議員のなり手不足の解消のほうの問題でありまして、前回の選挙なんかは本当に選挙にならなかつたら困るということで手を挙げたけれども私は選挙運動一切やりませんという方が出て何とか選挙になったというのが実情です。我々胆振の議長会でよく話されるのはなり手不足の問題が非常に深刻になっている状況でありまして、実際無風のところもありました。あるいはこれは何月に上程されるかわかりませんが、実際になり手不足の解消というためには、100%それだけの理由ではないでしょうけれども、大いにそういったものが含まれている状況の中で議員報酬が実際上がってくる胆振の議会が間もなく登場するようなところにきているような状況ではありますので、今ここでこれを見直しするよりも、私はなり手不足を解消する議論のほうがよく身のあることではないのかなというふうに思うのです。私の個人的な見解ですけれども。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。議長、なぜなり手不足が解消されないのかという、そのところの分析、どこに議会の魅力があるのか、議員として何をするのか。そういうことがきち

んとしていないと、私は報酬を上げるということやそういうことだけでは問題が解決することではない。議会の本質論で言えばそこは違うと思うのです。ですから、我々が今まで広報広聴常任委員会の中で何を議論してきたか。どうやって町民に信頼される議会になるのか。それから、実際に議会報告会ができない。やらないような状況になりました。それは町民側の問題なのか、議会側の問題なのか、本当に議会のことを知っていただくために我々は何を努力しなくてはいけないのかという議論がきちんとされないといけないと思うのです。自治基本条例の中にも今吉谷委員も言われましたけれども、不断に議会改革の推進に努めますと、こうあるのです。議員は能力向上のために政策研究会を設置して頑張りますとなっているのです。そういうことが議会の中できちんと消化されて、そういうことに取り組みされる議会が私はやはり町民に信頼される議会になるのではないかと思うのです。そのところがやはり議論がきちんとされないと。自治基本条例の中に議会項目の中に入っているわけですから。ところが現実問題から見れば、ここに書かれているように議会改革は実際には24年から取り組まれていないというのが実態なのです。そういうことが町民に対する本当に町民の信頼を勝ち取るというのはどういうことなのか。私はそういう議論が議会で徹底的にされないとはやはり本当に町民の皆さんが議会を信頼してくれるというふうにはならないのではないかと私は思っているものですから、このところを含めて、何度も言いますが議会基本条例をつくらなくてはいけないとか言っているのではないです。そうではなくて、二元代表制の原則の片方である議会が今町民に対してどんな役割を果たすのかというあたりがきちんと議論される。例えば何回か提起されましたけれども、移動常任委員会もずっとやられていない。議会報告会も然り。懇談会も非常に広報広聴常任委員長が努力しているけれども、結果としてはなかなか成功させることができない。それは町民側が悪いのか議会側が悪いのか。やはり私は原点に帰って議論をしないと本当に町民の皆さんに信頼される議会にはならないのではないかというふうに感じているわけです。議会改革が現実問題としては24年から行われていないというのが実態なのです。そこを我々がどういうふうを受けとめるかというあたりが、それが必要なかったら私は構わないです。そういうことが議論されていない。議論される中身というのはそういうことが議論されないと本当に町民の皆さんから分かりやすい議会、やさしい議会というふうにはならないのではないかと、こういうことで提案をしたということであります。私はそういう認識です。

○委員長（吉田和子君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 今の議論も含めて私の考え方なのですけども、24年から何も変わっていないけどというのですけども、24年からずっと変わってきていない現状がある中で一度それをゼロにして何か新しいものに変えるとか、そういった努力を議会は今までできていないのではないのでしょうか、逆に言うと。今まであるものはあるものまま現状を続ける。だから、やめてきたものにはやめてきた理由があってやめてきたはずなのです。皆さん話してきた中で合議というか皆さんある程度理解をしてこれをやめましょうとしてやめてきた経緯もある中で、無くすばかりがいいとは思いませんけれども、ある程度一度マイナスを考えることもまずしたうえで何かをプラスするというような考え方を持たないと、今あるものにプラスプラスでやっ

ていったら、先ほど言われたように町民に何をアピールするのかということにもなりますけれども、今までずっとプラスでやってきたけれども結果的に町民からの理解というものがそれでふえているのかといったら私はそんなに大きく変わっていないと思うのです。だから、そういうことを考えてもう一度町民がどう考えて、どういうふうにしたらいいのかということをしていく改革ではなく一度マイナスをすることの考え、その中で新しいものを生み出していくという議論がどこかでできないといつまでもこのことというのは議会の中でもかみ合わないままだと思うのです。新しい人のなり手もそうです。若い議員のなり手がふえてこないというところには、そこのかみ合わなさも結果としては出ていると私は感じているので、そういうふうにより方がどうにかできないかというふうに思いますが。

○委員長（吉田和子君） 次の項目で議会改革はやらなければならないと思っていますので、そのやり方についてはまた副委員長とも事務局長とも打ち合わせしておりますので、それはそれでまた述べていきたいと思っておりますけれども、まず自治基本条例のほうの結論を出してから議会改革をやっていききたいと思っていますので。まず自治基本条例のほうを先ほどから言っていますようにではどうしますか、意見があればと言ってしまったので議会改革まで入ってしまったと思うのですが、まず自治基本条例は3会派が必要はないと、このままでいいということですので10年目という1つの節目ではありますけれども議会の条項については見直す点も何もないし、プラスする点も何もないし、このままの状況で継続していけばいいという結論で。やる必要がないという会派はそのように捉えて何もやらないということでもよろしいでしょうか。大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 議会運営委員会というのは、そういうことの議論をしてはだめなのです。というのは、やはり議会運営委員会ですから、議会運営をどうするかという議論をしているのです。皆さん考え方が違ってみんないい議会をつくりたいと思っているわけです。そこを引き出して議会運営委員会の中で一番いい、もちろん条件が違ったりいろんなことが考え方も違うわけだから、そういう中で一番白老町の議会運営として一番いい方法を考えると。ですから、吉谷委員が言われたことは、私はこれは議長にも言っています。だから夜間議会はやめたでしょう。それから私も議会報告会はやめてもいいと思う。そういうふうに切っていくことも改革なのです。後ろ向きでも何でもないので。実情に合わせた形で切っていくものは切っていく、少なくするものは少なくする、それが改革なのです。問題はそういうふうな見方ができるかどうか。何でも新しいものをつくってどんどんふやせばいい、そんなことやったら議会なんか運営できなくなってしまう。東京都議会はいつも言うけど何十万ももらっているけど、うちは20万しかもらっていないのだからそれは無理なのです。だから、そういう中で本当に白老町議会として一番いい方法は何だろうかということ、やはり全部が一致できるような形で、全員の合意で一致できるような形でつくっていくというのが私は議会改革の本旨だと思うのです。これで全部いいですねとかなってしまうとやはりちょっと違うかというふうに私は思うのです。

○委員長（吉田和子君） 何らかの結論を出さなければならないので、そういう言い方をした

のですけれども、だから含みを持たせてではこのままで何の訂正もなくてよろしいのでしょうか、10年たってという話は何回かさせていただいたのですけれども、このままで何も議会は困っていないけれども町民には何も知られていないということは現状としてあります。10年何もやってこなかったと捉えられても同じような、わかってもらえていなかったというのはそういうことでしょうし、そういった部分で本当にこのままでいいのか検討する必要さえないのかなと私はちょっと引かかったものですから。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 私は先ほど吉谷委員が言ったように、検討したいという会派があったら、私たち会派はこここのところのこの箇所をこういうふうに変えたいらいかがですかとか、こここのところを条文1つふやしたらいかかですかという具体的な提案があるところは出したらいいと思うのです。私たち3人はないからないと言っただけの話で。ですから、会派に1回戻して、戻さなくていいのだったらここを出していただいて、それを検討するかしないかを私たち会派が持って帰って検討するということが大事だと思うのです。そちらのほうで検討すべきだとおっしゃるのだったら具体的に何を検討するのかということを出してもらわないと、私たちの会派はこれでいいとなったのに何を検討するのかもわからないのです。そこだけです。ですから、何か私たちの会派はここを検討してほしいのですと。だから話し合ってもらえませんかといって初めて話ができるのではないですか。

○委員長（吉田和子君） うちの会派は条項1つ1つは言いませんでしたけれども、こういった点が不足しているというのは言ったつもりですけれども。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 委員長、議論ですからそういうことになって、例えば私が一番最初に提起したのは、今のままで議会が活性化していくかどうかということが問われていると。町民の皆さんからもなかなか支持されないと。そういう中で今全国的には議会基本条例が自治基本条例から独立させて、そしてそういう議論をする中でどう活性化するかという議論になりますから、二元代表制は何なのかという議論になるのだから、そういう方法で議論をしてみてもどうですかという議論提起をしたのです。だから、それで皆さん方がそれは必要ないということであればそれは構わないのです。ただ、それは何もないですねということではなくて、今自治基本条例を見直すのだから次の改革でやるのならやっても構わないけれども、では、自治基本条例の検証が必要なのか。議会改革は不断にすると自治基本条例の中に書いているのです。政策研究会は議員の資質能力向上のために必要に応じて政策研究会をやると議会基本条例の中に、最高規範に書いてあるのです。では、我々は本当にこの最高規範を議会は先頭に立って実施するという立場で動いているのかという検証なら必要なのではないですか。そういうふうに議論をするというふうな構成、組み立てにしてどちらかという議論ではなくて、そういう形での議論をしていったほうが私は建設的なような気がする。そのベースには、やはり町民の皆さんから信頼される議会をどうやってつくるのかと、これはずっと永遠の課題として議論してきたことですから、そこがベースにあるわけです。そういう中でこういうものができたわけです

から。では、この実践がどうなっているのかということになるわけです。

○委員長（吉田和子君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。次の第4次議会改革の取り組みに向けてという協議事項があるのですけれども、そこと絡めて自治基本条例の議会条項を常に一緒に見ながら改革の取り組みの検証をしながら、また条例も見ながら両方合わせながら議論していく場を設けて、その上でこれではやはり議会基本条例を策定したほうがいいという話の方向性に行くかもしれないし、このままでいいかもしれないということになるかもしれないので、そういった場を持つというのは議運でやってもいいのですけれども、第4次議会改革の取り組みをするところがまた違う機関でもいいのですけれども、そういうふうに持って行ってもよろしいのではないかと思います。

○委員長（吉田和子君） 一緒にやってもいいのではないかとということですね。議会改革は当然やっていませんでしたので、これは取り組みたいというふうには考えているのです。ですから、それをやっていくうえで議会基本条例と照らし合わせたりすることをやりながら検討していった必要性だとか見直しが必要であれば見直すとか、どういった形がいいのかということをやると両方一緒にやっていくという意見だと思うのですけれども、議会改革をやるのにここは不都合ではないかと、この部分は足すべきではないかと、ここは引くべきではないかと、そういうことでの議論をするという意見だと思うのですが。

前田副議長何かありますか。

○副議長（前田博之君） 今議論されていますけれども、基本条例については理念として皆さんいいと、議会の部分も含まれているから。だから、今の時点ではこのままでいいのではないかとということになっているのです。大淵委員のほうはそれでいいと。だけれども、不断の議会の信頼性、議会のあり方、それをもっともう少し具体的に行動を起こすために議論をしたほうがいいのではなかとという言い方です。私はこれは大事だと思う、前から言っているように。例えばよその自治体、福島町なんかは町長と善政競争する議会であると、具体的にどうすべきかと入れているわけです。福島町も栗山町もそうだけれども、町長に対して政策過程の説明をこれとこれをちゃんとさせるべきですよと、議会も認識しているのです。けれど、それはうちは基本条例でやっている。大きなことあるけれども、あえて細かいこと入れるかどうか、こういう課題を持った中で基本条例に今言ったものが我々としてどう生かすか殺すかということがプラスアルファ、形骸化ではなくて行動様式として持つべきではないかということは今言っていると思う。だから、そういうことを分けてやらないと。そうすると、今山田委員の話があったように議会改革の中にもみんな網羅されているわけです。この中で議論していったって、でもやはり現状の中で足りない部分があると、そのとき初めて議論の過程で、では議会の基本条例が必要だという議論になっていくのだと思うのです。そういう形の中で別項目ではなくて、議会改革4次に入るからその中で項目ごとに大淵委員が言われている部分も含めて議論するという形でいったほうが大きく煮つまるのではないかとというふうに思います。

○委員長（吉田和子君） 今、ご意見がありましたけれども、議会改革の中でちょっと出たこ

とで反問権があります。反問権の行使を許したというか条例に載せました。だけど、時間をどうするかということ。時間をどちらに取るのか、質問に取るのか、別にするのかということもあるわけです。それを議会改革でやらなければならないという話をしていたわけです。それをどう扱うかで、また議会基本条例のほうの動きが出てくるのかどうかわかりませんが、そういう関連性のあるものも結構あるのです、議会改革をやっている中では。議長が先ほどおっしゃったように、議員のなり手がいないというのは年金がなくなったということも大きな原因の1つだというふうにも言われていますし、もちろん報酬が安いという部分もありますし。でも議員の報酬というのは生活給ではないということも言われていますので、いろんな課題もありますので、今後そういうことも含めながら議会改革をきちんとやらなければいけないというふうに思っていますので、どうしますか。これは提案になるかどうかわかりませんが、皆さんの意見を聞きたいと思います。議会基本条例の独立をさせる、させない以前に、議会改革をずっとやっていないので進めていくと。その中で議会基本条例の条項をも照らし合わせながらやっていくと。そして、その中で不都合があるかないか。それは議運ではちょっと難しいので政策研究会等のような何か特別な委員会を設けて、その中でやりながら問題を提起していただいて皆さんと議論をしながら1つ1つ議会改革を含めてやっていくという形の中で、両方別々に話し合わないで一緒にしながら進めていくという形になっていくのかというふうには今思っているのですけれども、どうしても結びつくところがたくさんありますので、どうでしょう別々にするのではなくて。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。今自治基本条例は見直しの時期なのです。だから、それに合わせるわけにはいかないでしょう。皆さん方の意見は、自治基本条例は今議会基本条例として直接独立するということではないわけですから。先ほど議論された、努めるというのをします、その部分以外は現状で当面はいくと。そして、当然議会改革の議論を始めれば最高規範の自治基本条例の議会条項に基づいてやるのです。だから、それはそういうふうにしなくて、とりあえずはそういう中で議会条項をどうするかとなるわけですから。今回は何もないですとかではなくて、今の自治基本条例の議会項目は先ほどの言葉以外は議会としては今回は改正項目はありません、でいいのではないですか。

○委員長（吉田和子君） それは出ていたのです。今回の条例の改正には議会基本条例をつくるには間に合いません。議会基本条例を話し合うにしても議会改革をやるにしても1年以上はかかると思っていますので、早くいけるものは早くやっていく、その中で変えていかなければならないものが出てきたときには検討しながらやっていくということになりますので、短期間でできることではないのです。今回の白老町の自治基本条例の見直しには議会条項はこのまま置いていくという形。先ほどの語句の整理が出ましたけれども、このまま置いていくというふうな私は考えで言いましたし、副委員長ともその辺は一致していたことなのです。ですから、これはこのように進めていくというか今回の見直しには間に合いません、どちらにしても。ですから、その後議会改革を含めながら、本当は別々にやっていってもいいとは思

っていたのですけども、皆さんの話を聞いていますとやはり議会改革と結びついてくるというふうには思っておりますので、議会改革とその中で最高規範である自治基本条例を見ながら議会改革が何が不都合なのか、今後どのようにしていくのか、何を減らしたら議員のもっと資質を伸ばしていけるのかとか、こういった部分はちょっと負担になるのではないとか、そういったことの見直しをかけていく必要が、ちょっと4番の議会改革にも入っていますけれども。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 今、大淵委員のほうからの落としどころは決まったのだから、それはそれということで閉めて方向性を言ったらどうですか。そして、次回それを含めて今言ったように議会改革に入っていくのだからその中で議論をすると、そういうように結論をつけて諮ったらどうですか。委員長の思いはわかりますけども。

○委員長（吉田和子君） 1つ結論を出したいと思います。白老町が今自治基本条例の見直しをかけております。議会からも代表メンバー2人出しましたけれども、議会は自治基本条例は触らない、このままでいいということで、語句の整理だけはするということが一致しておりますので、今回の白老町の自治基本条例の見直しに関しては議会条例はこのまま入れておいていただくと、語句の整理をしていただくということの1つの結論を出してよろしいでしょうか。ここの部分はよろしいですね。

では、次の4番目の議会改革の取り組みに向けてについて継続しながら入っていきたくて思いますが、この議会改革はどういったことを今後取り組んだらいいのか。今までの見直しも含めて、しばらくやっていませんので、見直しを1回やっていますけれどももう1回やって、皆さんの題材、必要な項目を出していきながらですか。

高橋事務局長をお願いします。

○事務局長（高橋裕明君） 4番目の第4次議会改革ということについては、第3次の25年の取り組みの結果の資料がありますけれども、これに基づいて、これは3次の結果ということで、そこで残された課題が今まだ課題として継続しているのかどうかということを検証しなければ時間がたっているので変わりがあるということが1点。これから、もし第4次議会改革として取り組むのであれば、取り組む体制とか組織、検討方法をどうしていこうかというのをきょうお諮りしたいということでございます。

○委員長（吉田和子君） 今、高橋事務局長のほうから説明がありましたように、皆さんのお手元に資料4というのが行っていると思います。これが第3次の最終的な見直しをした結果として皆さんのお手元に行っているのですが、これ以降やっておられないのできのうの話し合いではこれを皆さんに見ていただいて各会派でここで出されている結論、それから今までやってきたこと、課題になっていることを拾い上げて今後議会改革に必要ではないかということ各会派で話合って出していたらどう思ったのです。出していただいたうえでどういった形でやっていくのかということ先ほど言いましたように政策研究会になるのか、会派から代表を出してやっていくのか、議運では厳しいと思いますので、何らかの形で委員会を設けてはどうかという点をきょうしたいと思ったのですがどうでしょうか。ずっと、懸案になっていました定

数、報酬、先ほど言いました反問権に対する答弁の仕方だとか代表質問をどうするのかとか、先ほど言いましたように移動常任委員会は全然動きがありません。本当にこれが動きをするためにはどうするのか。それとも、何年もやっていないのでやめてしまうものなのか、違った形にしていったほうがいいのかとか課題等が今すごく見えております。議員の資質を上げるために政策研究会もここ数年されておられません。そういったことも含めて課題があると思いますので、各会派でいろんなことを揉んで、こういうことが課題ではないかということをもまず出させていただくことから始めたいと思うのですがどうでしょうか。

前田副議長。

○副議長（前田博之君） 先ほど委員長話したこの議会改革、別の委員会をつくってやるとかやらないとかという言い方をされたのですけれども、従前は議会運営委員会でやってきていますよね。その辺をまず、議会運営委員会でやるかどうか整理しないと、政策研究会は別です。そういうことだと思います。それともう1つは今回こうだから1回会派で、吉谷委員も言っていたように切れるものは切るとか、斬新的な考え方も提案してもらった方がいいと思います。ただ継続するというのではなくて。そういう部分も含めて今委員長言ったようにまず会派で議論してもらおうことが一歩だと思う。

○委員長（吉田和子君） 各会派で持ち帰りますので、その辺も含めて議論して来てもらったほうがいいと思います。議会運営委員会でやったほうがいいではないかと各会派の皆さんが言うのであれば議会運営委員会で進めたいと思いますし、なかなか議会運営委員会は議会の運営のほうを一緒にやりますので、改めて時間を取るのには厳しいので、別にやったほうがうちの会派はこの人間を出してやりたいので何か特別委員会を設けたほうがいいのではないかとすることは各会派でこの課題と共に話し合っただくということに持って行きたいというふうに考えてはいるのですが。ご意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） では、そういうことで各会派で持ち帰って課題等を検討する。またその検討をどういった形でしていくのか。議会運営委員会でやれるのであれば議会運営委員会でやることはやぶさかではありませんけれども、違った形のほうが政策研究会のほうも全然やっていませんので、そういった形でやるのがベターなのか、やはりマイナスになるのかということも含めて各会派で検討を十分にさせていただいて、次回のこのための議会運営委員会をまたやりたいと思います。このことのためだけにやりたいと思います。皆さん少し時間があると思うのです。ですから、6月定例会を挟みますのでそれ以降になると思います。その間に質問等を話合ったり、各会派で打ち合わせがあるときに時間が取れるようでしたら話し合いをしていただきたいと思います。6月定例会中にまた各会派の状況をお聞きしながら日程的にいつ頃設けられるか副委員長と相談をして日程を設定していきたいというふうに思いますので、そういうことで日程は決めないで、まずは会派で時間を取れる限り話し合いをしていただきたいと思います。これも1回や2回で終わらないと思いますので、そういった形で進めていただければいいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 話は大体それでよろしいと思います。ただ、前回議員報酬の件についてそれは話し合うべきだというふうな意見が出ています。ですから、そういうことを全部まとめてやってしまうのか、それともある程度項目をきちんと分けて項目ごとにやるのか、そういうこともぜひ検討していただければなど。全部まとめてやってしまうとなったら膨大な時間がかかりますのでどうなのでしょう。ですから、優先順位をつけて私はやっていくべきではないかと思うのですけれども。

○委員長（吉田和子君） 課題ですので、順位はここではつけられないと思うのです。それぞれの会派でこれは重いというところもあるでしょうし、これはいいのではないかとということもあると思いますので、ここに全部項目ごとにきちんと区切られておりますので、これを見ながら検討をしていただいて課題となることを出していただく。課題に対してこれが本当に必要かどうかということをごさんで議論をして、また会派に持ち帰るようになると思うのです。では、このことについてはうちの会派はどういうふうに考えるというようなものをまた持ち寄って、その中からまた議論をして進めていきたいというふうにはきのうもそんな話はしたのですけれども。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 私はやはり先に出された課題からまず取りかかってほしいなと思うのです。どれが最初でどれが後という話ではないと思うのですけれども、一応前にそういうふうな話が出たものから順番に片付けていっていただければそれはありがたいかと思います。一応これは私の考え方でございます。ですから、ほかの会派の方々も上から順番にやっていくのかとかそんな話ではなくて、やはり私は項目ごとにこれから先に取り組んでいこうということも話合っしてほしいということで提案をさせていただきました。

○委員長（吉田和子君） 今の提案に対して何かご意見がありますか。

山本議長。

○議長（山本浩平君） いずれにしても1回各会派に持ち帰っていただいて検討をまずしていただいて、そして出し合っってやっていくという方法しかないと思うのです。

○委員長（吉田和子君） 前、議会運営委員会ですら色々な意見が出ました。報酬だとか定数だとかというのは大きな課題ですし、そういったことも含めてそれぞれの重いものというのはそれぞれ持ってくると思いますので、会派でしっかり話し合いをしながら募ってもう1回議会運営委員会として検討をしたい。そして、検討委員会をつくるのかどうかも含めて検討していただければというふうに思いますので、そういったことでよろしいでしょうか。では、そういうことで進めていきたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。日程的なものは議会の状況を見ながら、皆さんの各会派の状況を聞きながら決めていきたいと思いますので、副委員長と相談をしながら事務局とやり取りをしながら決めていきますので、よろしくお願いをいたします。

では、その他として次回の開催。その他皆さんからありますか。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 4番に戻るのですけども、この資料4を全員に配布していただくと思うのですがとても古くて議員定数もまだ15名で1名削減の平成23年3月のところにとまっているのです。ですから、最新情報の欄がちょっとほしいという希望なのですけれども。事務局にお手数をおかけするのですけれども、新情報をつけ加えられたら助かるかと思うのですけれども。

○委員長（吉田和子君） 議会運営委員会として報酬等も議論しましたし定数も減らしました。そのときも議論ありました、陳情も出されましたし。そういったものも含めて変わってきたものはありますので、わかっていると思いましたが言いませんでしたけれども、ある程度新しい方もいらっしゃると思いますので、もし出せるようでしたら6月いっぱいかけて大体やると思いますので、そのように出していただければと思います。今、副委員長から要望がありましたように、最近の取り組みで変わってきたことありますので、それをつくっていただいてそれも含めて第3次の検証をしながらやっていくというふうに思いますのでよろしいでしょうか。その他、ほかにありませんか。

山本議長。

○議長（山本浩平君） 報告事項としてお聞きになっていただければと思います。先般のばしふいっくびいなすが入港したその日だったのですけれども、議長会というのが洞爺でありました。その内容ではないのですけども、たまたま私個人に来たような荷物だということでおそらく事務局がそう思って封をそのままにさせていただいたものがあつたのです。それで、住所と名前だけでは知らないなどこの人と思って開けてみたのです。そうしたら例の飯能と書いていたから、もしかして競売物件で町に対して裁判を起こした件がありました。覚えていますか。要は後で皆さん目を通していただきたいのですけれども、私宛てに陳情書みたいなものが来たのです。ただ、これはもう実際に裁判での結論もでていますし、これを私どもが取り上げてどうのこうのということではないと思うのです、内容から見てもそうなのですけども。ただ、本当に町としての相手に対する親切にオークションに対して向き合っていたかどうかということに対して思うところあるのです、正直なところ。もっと言い方変えれば、この方ちょっと気の毒だなというところもあるのです。ただ、町側もいわゆるネットオークションのルールとかガイドラインに沿ってやったわけですから町側は一切瑕疵はありませんというような報告ではあつたわけなのです。今さらこれを取り上げてということではないのですけれども、私なりにこの方の電話番号は携帯のしか書いてなかったものだから、その日と次の日あるいは今朝、今朝は携帯ではなくて私の家からかけたのですけれども、ずっとドライブモードになっていて出ないものですから。ですから、連絡のつきようがない状況なものですから放っておくしかないとも判断しているのですけれども。凄いです。ほとんど物を置きっ放しのまま多分滞納されたのかと、元々持っていた方が、税金だとか。この人の気持ちはわからないではないのです。要は残置物を町はこれだけあるのをわかっていて隠していたのではないかということを手帳したいのです。それで私宛てに陳情書ということに来ていたのですけれども、これを取り上げて

どうのこうのという形にはなり得ない内容になると思うので、議会運営委員会で取り上げるということではないのですが。この方はまだ住んでいないのです。このことについて私宛てに陳情書が届きましたということの報告です。あとでご覧になっていただければというふうに思います。

○委員長（吉田和子君） 本人は住みたいからこれを何とかしてほしいということも書いているのですか。現状はこうだということを書いているのですか。

山本議長。

○議長（山本浩平君） そういうことです。だから、議会で取り上げてほしいということなのでしょう。でも、これを取り上げるといふことにはならないでしょうし。私は願意の報告に本当にあなたは来られるのですか、みたいなことを聞いてみようと思ったのです。もしこれを陳情として取り上げた場合、そういった話もしようかなと思ったのですけれども連絡が取れないのでそういうことなのですからけれども、この方は気持ちとしてはまだ済んではないのです。

○委員長（吉田和子君） 町には何も来ていないのですね。議会の議長宛てに。町外ではありますけれども、陳情書ということですので皆さんにコピーをして参考配布してこういうものが議長宛てに来ているのだということを知っていただくということで配布をするということでもよろしいでしょうか。それに対して今対応するということではありませんということで配布をしたいと思いますので、事務局のほうでよろしく願いいたします。

では、陳情が送られてきたということで対応はありませんけれども皆さんのお手元に配布をしたいと思います。そのほか、皆さんからありますか。なければ次回の議会運営委員会は5月31日の9時半からということで議案が提案されると思いますので、よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○委員長（吉田和子君） 議会運営委員会を閉会いたします。本日は大変ご苦勞さまでした。

（午後 2時24分）